

令和2年度 運輸安全マネジメントに関する情報公開について

越後交通株式会社

運輸安全マネジメントに関する情報の公開については、当社の安全管理規程に基づき下記のとおり公開いたします。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たして参ります。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させて参ります。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めて参ります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表致します。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

令和2年度 『年間数値目標』

- ①重大事故件数ゼロ(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)
- ②車内事故件数ゼロ(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)
- ③自責事故件数を前年対比20%削減(損害額発生事故全てを含む)
- ④構内事故件数ゼロ

令和元年度 『年間数値目標と実績』

- ①重大事故件数ゼロ(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)
発生件数 1件
- ②車内事故件数ゼロ(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)
発生件数 1件
- ③自責事故件数を前年対比20%削減(損害額発生事故全てを含む)
未達成
- ④構内事故件数ゼロ
未達成

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和元年度

車内事故 1件

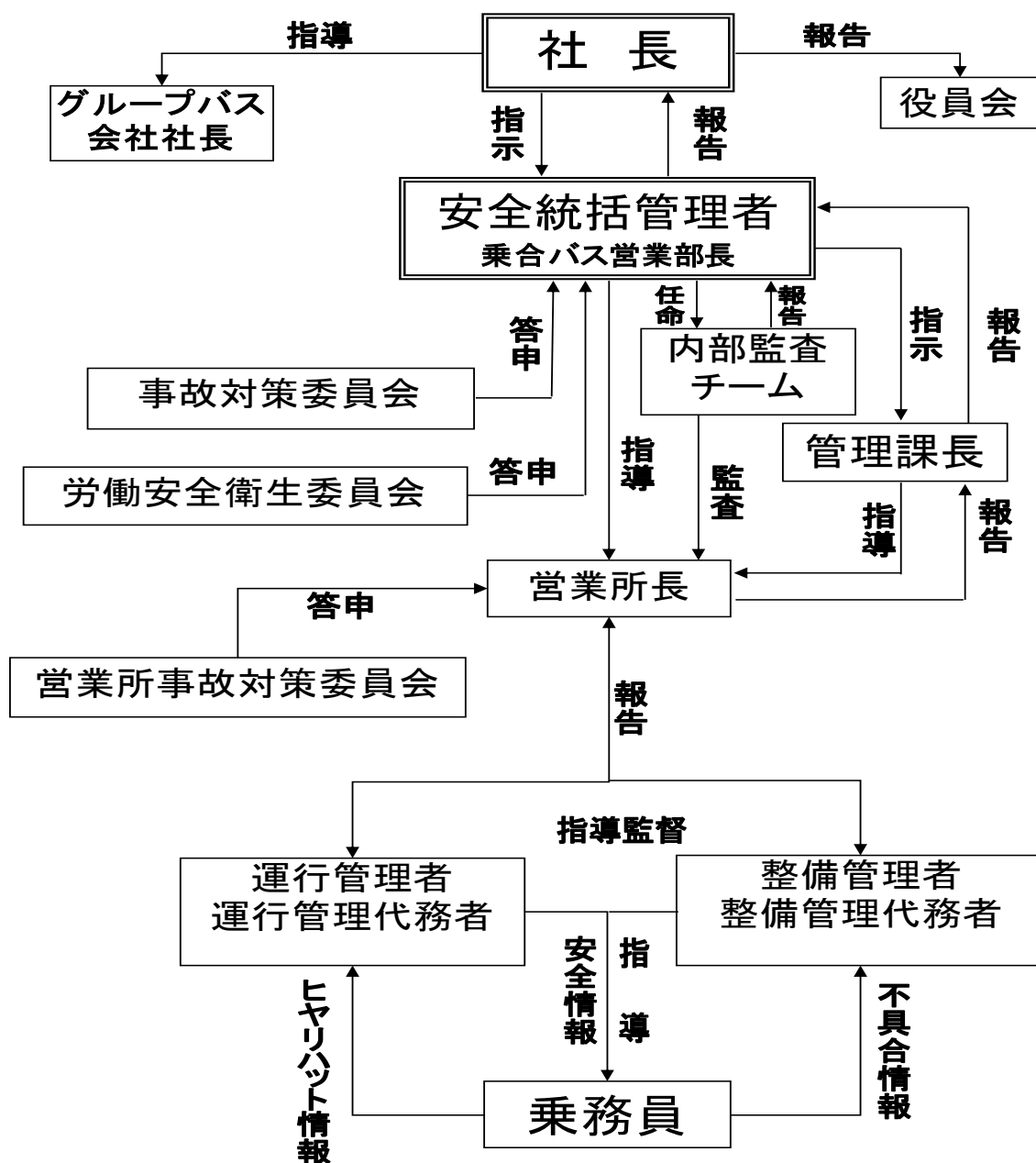
人身 1件

車両故障 2件

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理規程第三章第八条のとおりと致します。安全管理組織図によります。

安全管理組織図



安全統括管理者が病気を理由に本社に不在である場合は、管理課長が代行を行う
各役職者が不在の場合、下位職者が代行を行う

5. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施しております。
- ①輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
 - ②輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講じること。
 - ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること。
 - ⑤輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- (2) 傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。
- (3) 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行いません。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努めます。

6. 輸送の安全に関する計画

安全管理規程第二章第六条のとおりと致します。

- (1) 交通安全への取り組み
- 「全国交通安全運動」「交通事故防止運動」「模範運転推進運動」「年末年始の輸送に関する安全総点検」等の運動を通じ、公共交通機関として地域の交通安全のリーダーとしての役割を果たします。
- (2) 本社における事故防止への取り組み
- ①事故対策委員会
 - ②労働安全衛生委員会
 - ③新規採用運転士教育
 - ④全運転士安全研修
 - ⑤貸切バス運転士安全研修
 - ⑥事故多発者教育
 - ⑦バスジャック、事故を想定した非常事態訓練

(3) 営業所における事故防止への取り組み

- ①事故対策委員会
- ②安全推進委員会
- ③節約推進委員会
- ④運行前点検の指導
- ⑤個人指導(事故惹起者、運転適性診断、健康診断)
- ⑥ドライブレコーダー映像を活用した指導

7. 輸送の安全に関する投資など

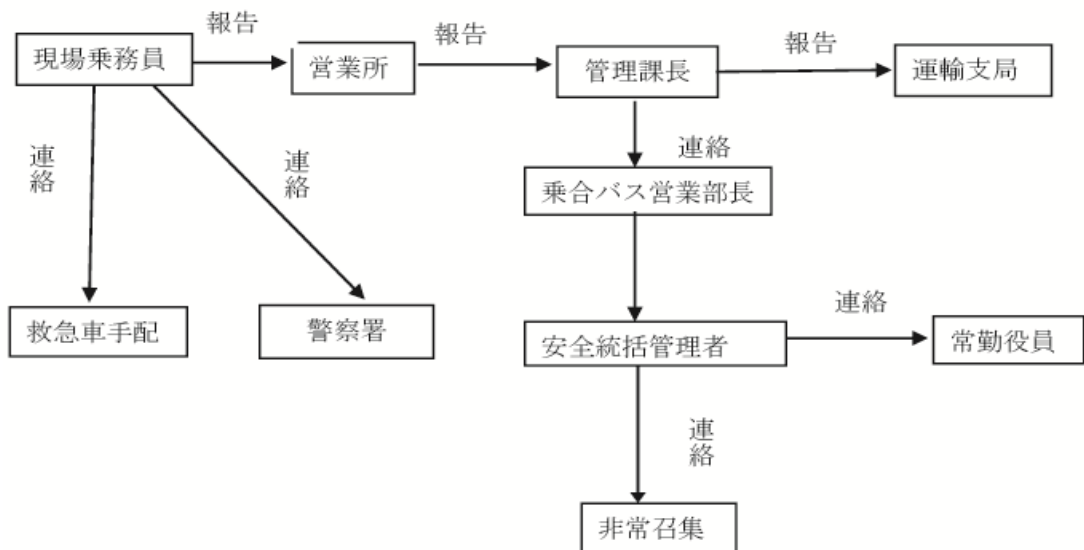
- ①デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーを貸切バス、高速バスへ全車装着
(在来路線バスにも順次装着。装着率約80%)
- ②衝突被害軽減ブレーキシステム、車線逸脱警報装置、車両ふらつき警報装置など
最新の安全装置を搭載した車両の導入(貸切バス2両、高速バス2両)
- ③教育・講習(乗務員・運行管理者・整備管理者等)
- ④無事故運転者表彰・優良事業所表彰
- ⑤睡眠時無呼吸症候群(SAS)に対するスクリーニング検査の実施
- ⑥高齢運転士に対する脳ドックの受診

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

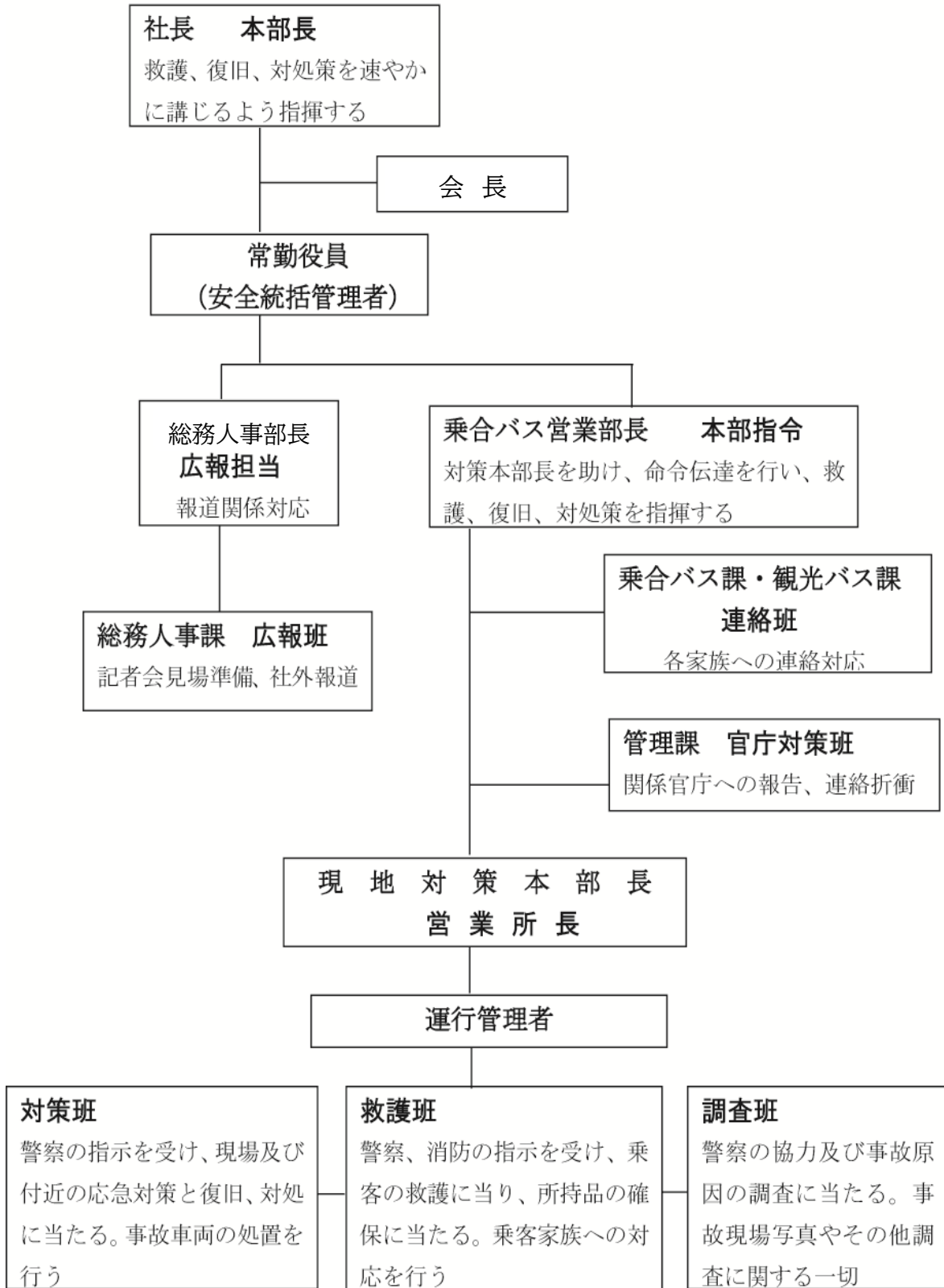
安全管理規程第四章第十三条のとおりと致します。

重大事故発生時報告及び連絡図・緊急対策本部組織図によります。

重大事故発生時報告及び連絡図



緊急対策本部組織図



9. 安全統括管理者

取締役 乗合バス営業部長 中山 謙一

(令和2年10月23日選任)

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

安全管理規程第四章第十四条のとおりと致します。乗務員教育予定表によります。

- ①適性・適齢診断の受診
- ②全運転士安全研修の実施(年1回)
- ③特定の運転士に対する特別な指導の実施(事故惹起者運転者、初任運転者、高齢運転者)

11. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全管理規程第四章第十五条のとおりと致します。

内部監査において発見された指摘事項については、継続的改善を図ります。

12. 安全管理規程

当社のホームページに掲載します。

以上